平成２５年（フ）第３３８号
大阪市住吉区遠里小野２丁目14―４―406号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子２丁目11番３号　センチュリーマンションⅢ402号
債務者　東　　由翔
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番３―502号
債務者　岡本　麻美（旧姓地家・斉藤）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９号
大阪市旭区赤川２丁目10番27号
債務者　門　　伸行
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番５号　５棟204号
債務者　松尾　照子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９号
大阪市天王寺区上汐４丁目４番25―801号
債務者　安田こと　金　　弘美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４２号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番22―1204号
債務者　湯川ひとみ
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９１号
大阪府東大阪市今米１丁目９番６号
債務者　川畑祐三子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３８号
大阪府八尾市恩智北町４丁目546番地
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０８号
大阪府東大阪市西石切町４丁目２番20号　スターリースカイテラニシ205号
債務者　村田　明美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６号
名古屋市南区松池町２丁目45番地
債務者　紺野　典子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２号
名古屋市中村区北浦町32番地の１　ラフィーネ岩塚203号
債務者　西川　弘一
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８１号
名古屋市守山区桔梗平２丁目401番地　マジョールⅢ102号、従前の住所名古屋市守山区吉根１丁目1906番地　ローリエ103号
債務者　後藤　百合
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
青森県八戸市白銀台３丁目12番地10　市営住宅８－２－３
債務者　松橋　悠貴
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
松江市玉湯町湯町722番地１　ＩｒｉｄｅＡ103
債務者　和田　智秋
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
名古屋市熱田区新尾頭１丁目９番41号　新尾頭マンション１棟202号
債務者　板井　信賴
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
宮城県東松島市大塩字山崎26番地
債務者　阿部　政孝
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
釧路市大楽毛１丁目７番19号　ドウェルシーランド101号室
債務者　夏坂　大介
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所